

第103回 岡山市第一農業委員会総会議事録

- 1 招集の日時 令和元年10月18日(金)午後2時00分
- 2 開会の日時 令和元年10月18日(金)午後1時55分
- 3 閉会の日時 令和元年10月18日(金)午後2時43分
- 4 会議の場所 岡山市北区大供一丁目1番1号 岡山市役所1階多目的ホール
- 5 委員の番号及び氏名並びに出席、欠席の別

定数17名 出席 16名 欠席 1名

議席番号	委員名	出欠の別	議席番号	委員名	出欠の別
1	秋山 幸江	出席	会長	黒田 栄三郎	出席
2	荒井 隆文	出席	11	河本 和彦	出席
3	池上 克己	出席	12	小橋 久宣	出席
4	浦上 和己	出席	13	小林 弘幸	出席
5	遠藤 茂	出席	職務代理	柴田 一郎	出席
6	賀門 義和	出席	15	中山 順市	欠席
7	河田 敬司	出席	16	信定 知福	出席
8	國定 豪	出席	17	安田 久子	出席
9	久山 優	出席			

6 農業委員以外の出席者

事務局 担当局長 森本 章男	参事 畑 太志
参事監 箕浦 勝宏	参事監 真田 明彦
農地担当課長 佐藤 孝司	担当課長補佐 竹田 了久
農地担当係長 奥山 英明	副主査 佐藤 智保子

7 傍聴者 1名

8 議 題

第1号議案 農地法関係申請等について

- 申請等 (1) 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
 (2) 農地法第4条の規定に基づく許可申請について
 (3) 農地法第5条の規定に基づく許可申請について
 (4) 転用事業計画変更承認申請について
 (5) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (所有権の移転)
 (6) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定)
 (7) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定及び転貸)
 (8) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の移転)
 (9) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の設定・期間借地)
 (10) 岡山市農用地利用集積計画の決定について (利用権の転貸・期間借地)
 (11) 農地法第3条の3第1項の規定に基づく届出について

- 報 告 (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届について
 (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届について

- (3) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知等について
- (4) 農地法施行規則第29条第1号該当転用届について
- (5) 農地改良届について

第2号議案 農政関係等について

9 議事録署名委員の番号及び氏名

3番：池上 克己 16番：信定 知福

10 議事の内容

議 長 みなさんご苦労様です。ただいまから岡山市第一農業委員会
第103回総会を開会します。(あいさつ)

議 長 議事録署名委員を指名します。3番 池上 克己委員、16番
信定 知福委員にお願いします。

議 長 また本日は傍聴を希望される方がおられますので、これを許可し
ます。傍聴人を入室させてください。

(傍聴人入室)

議 長 議案の審議の前に、事務局、訂正等あればお願いします。

奥山係長 (議案訂正等の説明)

9月の諮問案件について報告します。南区宮浦の農地改良を目的とする4条一時転用許可申請については、9月30日に岡山県農業会議に諮問し、許可相当との答申がありましたので、許可指令書を交付しています。

議 長 それでは審議に入ります。第1号議案、農地関係申請等について、
を上程します。申請等(1)農地法第3条の規定に基づく許可申請
についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願い
します。

奥山係長 1ページ1番、受人は御津草生に居住し、約1.6ヘクタールの農地を耕
作する農業者ですが、増反により栢谷の畑を所有権移転しようとするもので
す。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

2番、受人は芳賀に居住し、世帯で約66アールの農地を耕作する農業者
ですが、借入地の取得により芳賀の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関

係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

3番、受人は大窪に居住し、世帯で約37アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

4番、受人は鹿田町一丁目に居住し、世帯で約33アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により大窪の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件を全て満たしていると考えます。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番から4番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5番、受人は東平島に居住し、世帯で約1.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、受贈により西山内の田と畑及び粟井の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

6番、受人は白石に居住し、世帯で約2ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により中撫川の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

7番、受人は総社市赤浜に居住し、約65アールの農地を耕作する農業者で

すが、受贈により高松田中の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

8番、受人は下足守に居住し、世帯で約97アールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により下足守の畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、5番から8番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 1ページ9番、受人は御津平岡西に居住し、世帯で約24アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津石上の畑及び御津平岡西の田と畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

10番、受人は御津石上に居住し、世帯で約9アールの農地を耕作する農業者ですが、増反により御津石上の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、許可になると下限面積30アールを超えることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

11番、12番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は御津河内に居住し、世帯で約76アールの農地を耕作する農業者ですが、11番では、受贈により御津河内及び御津宇垣の田と畑を、12番では、増反により

御津河内の田をそれぞれ所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積30アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、9番から12番までの4件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 2ページ13番、受人は阿津に居住し、世帯で約1.3ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

14番、受人は阿津に居住し、世帯で約10ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、借入地の取得により阿津の田を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積20アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

15番から19番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は迫川に居住し、世帯で約5.1ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反により奥迫川の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

20番、21番は受人が同一ですので、併せて説明します。受人は西高崎に居住し、世帯で約1.4ヘクタールの農地を耕作する農業者ですが、増反

により西高崎の田及び畑を所有権移転しようとするものです。

取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、地域との関係等、問題がないこと、下限面積50アールを超えていることから許可要件をすべて満たしていると考えます。

議長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で13番から21番までの9件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議長 それでは申請等（1）については、中・中央地区1番から南区21番までの21件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（2）農地法第4条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 5ページ1番、前回保留とした案件です。申請人は佐山に居住し、約58アールの農地を耕作する農業者ですが、自宅敷地内の農業用倉庫及び作業場が手狭になったため、市道からの出入りが容易で便利な申請地を農業用倉庫として転用しようとするものです。土地利用計画についてさらに調査が必要との理由で保留となりましたが、詳細な土地利用計画図の提出を受け再度審議した結果、許可意見となっています。

農地区分は農用地ですが、農用地利用計画に指定された用途である農業用倉庫であり、例外的に許可が可能と考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、転用目的は農地改良のための一時転用です。申請人は芳泉二丁目に居住し、約56アールの農地を耕作する農業者ですが、申請地を農地改良して、果樹の栽培に利用しようとするものです。農地改良期間は、許可日から令和元年12月31日までです。

農地区分は農用地ですが、一時転用であり農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと判断され、例外的に許可が可能です。また、転用面

積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番、2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは申請等（2）については、中・中央地区1番、2番の2件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それでは、そのように決定いたします。次に申請等（3）農地法第5条の規定に基づく許可申請についての審議に入ります。中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ1番、転用目的は分家住宅です。申請人は、大安寺南町一丁目の借家に単身で居住していますが、両親が高齢となり、両親の身の回りの世話をすることが必要になったため、両親が居住している実家に隣接している父所有の申請地に使用貸借権を設定し、分家住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

2番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は店舗です。申請人は昭和50年に設立され、東京都品川区に本店を置き、小売業を主な事業としています。申請人は小売業としての役割のほか、緊急時や災害時の避難場所としての役割を担うため、郊外や既存集落周辺への出店を構想しており、高台に位置し三方が道路に面し自動車での往来に便利な申請地が当該構想に合致していることから、申請地に賃借権を設定し、店舗を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、1番、2番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様に許可意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に北・吉備地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ3番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、総社市井出の借家に夫婦で居住していますが、この度、地元に戻る計画を立て、実家に近く、また、将来的に農業を手伝う際にも便利となる父所有の申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

4番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、田中にある公舎に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家の近隣地で農業の手伝いがしやすい祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 北・吉備地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

小橋委員 北・吉備地区協議会で、3番、4番の2件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に御津・建部地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 6ページ5番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅で

す。申請人は、親子で建部町吉田の借家にそれぞれ単身で居住していますが、家財道具が増え住居が手狭になったため、現住居と生活環境が大きく変わらない申請地を所有権移転し、自己住宅を建築して親子で同居しようとするものです。

農地区分は、水管及び下水道管が埋設されている道路沿道で、500m以内に2つの教育施設が存在する3種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 御津・建部地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見ををお願いします。

浦上委員 御津・建部地区協議会で、5番の1件について協議したところ、事務局説明のとおりで、許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議 長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 次に南区の説明を事務局からお願いします。

佐藤副主査 6ページ6番から7ページ9番は同じ地域に関連がありますので、併せて説明します。転用目的はいずれも自己住宅です。

6番、申請人は、妹尾の借家に家族3人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先への交通の便がよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

7番、申請人は、埼玉県にある自己所有の賃貸住宅の一室に家族5人で居住していますが、両親の介護が必要になったため、実家に隣接し両親の面倒を看るのに都合がよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

8番、申請人は、久米の借家に家族4人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、勤務先への交通の便がよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。

9番、申請人は、大福の実家に家族6人で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、実家や勤務先への交通の便がよい申請地を所有権移転し、自己住宅を建築しようとするものです。なお、現住居には祖母と母が引き続き居住します。

農地区分は、いずれも農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断

され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

10番、令和元年5月農振除外済みの案件で、転用目的は自己住宅です。申請人は、妹尾の借家に夫婦で居住していますが、家財道具が増え手狭になったため、妻の実家に近く、祖父母や両親の世話をしやすく、農業の手伝いもできる祖父所有の申請地に使用貸借権を設定し、自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール以上の1種農地と判断されますが、集落に接続した住宅に該当し、祖父の所有地で他に代替地もなく、例外的に許可が可能です。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

11番、転用目的は露天駐車場敷地拡張です。申請人は昭和61年に設立され、南区阿津に本店を置き、製綿製造・加工業を主な事業としていますが、駐車場が不足しているため、既存駐車場に隣接している申請地を所有権移転し、露天駐車場として転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

12番、転用目的は露天資材置場です。申請人は平成24年に設立され、大阪府堺市に本店を置き、建設機械器具販売業を主な事業としていますが、南区藤田の岡山営業所の事業拡張に伴い機械・資材置場が手狭になったため、営業所に近く国道30号線に接した申請地を所有権移転し、露天資材置場に転用しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり10ヘクタール未満の2種農地と判断され、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、一般基準上も問題ないと考えます。

議 長 南区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員さんの意見をお願いします。

國定委員 南区協議会で、6番から12番までの7件について協議したところ、事務局説明のとおりで、いずれも許可意見としており、農業委員としても同様の意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（３）については、中・中央地区１番から南区
１２番までの１２件全件を許可と決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定いたします。なお、１２番は転用面積
が３，０００㎡を超えていますので、岡山県農業会議へ諮問し、許
可適当との答申を受けて許可指令書を交付することとします。次に
申請等（４）転用事業計画変更承認申請についての審議に入ります。
中・中央地区の説明を事務局からお願いします。

奥山係長 ８ページ１番、当初計画者は、平成３１年２月に農地法第５条所有権移転で
自己住宅建築の許可を受けましたが、資金の都合により自己住宅の建築を取り
止めたものです。承継者は、花尻ききょう町の借家に家族４人で居住していま
すが、住居が手狭になったため、現在の住居地に近く生活環境が大きく変わら
ず、また、夫婦それぞれの実家へ帰省する際に便利な申請地を所有権移転し、
自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、農地の広がり１０ヘクタール未満の２種農地と判断され、農
地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、転用面積・被害防除計画等、
一般基準上も問題ないと考えます。

２番、令和元年６月に農地法第５条使用貸借権設定で分家住宅を目的に転用
許可となった案件ですが、金融機関融資の都合により権利設定を所有権移転に
変更しようとするものです。権利移転以外の変更はありません。

議長 中・中央地区協議会の意見を踏まえて、協議会に出席された委員
さんの意見をお願いします。

秋山委員 中・中央地区協議会で、１番、２番の２件について協議したところ、事務局
説明のとおりで、いずれも承認意見としており、農業委員としても同様に承認
意見です。

議長 他の委員さん、何かご意見がありますか。

全員 異議なし。

議長 それでは申請等（４）については、中・中央地区１番、２番の２
件を承認と決定してよろしいでしょうか。

全 員 異議なし。

議 長 それではそのように決定いたします。次に別紙議案の、岡山市農
用地利用集積計画の決定について、申請等（５）所有権の移転、申
請等（６）利用権の設定、申請等（７）利用権の設定及び転貸、申
請等（８）利用権の移転、申請等（９）利用権の設定・期間借地、
申請等（１０）利用権の転貸・期間借地を一括して審議します。事
務局から説明をお願いします。

佐藤副主査 本年８月取りまとめの利用集積計画について説明します。別冊の議案をご
覧ください。

まず、（５）所有権の移転は、１ページ南区１番の１件です。これは、農
地中間管理機構である担い手育成財団が行う売買事業で、財団から耕作者へ
の移転です。次に、（６）利用権の設定は、２ページ中・中央地区１番から
２９ページ南区１２１番まで、（７）利用権の設定及び転貸は、３０ページ
中・中央地区１番から３１ページ南区２番まで、（８）利用権の移転は、３
２ページ南区１番から３３ページ南区１５番まで、（９）利用権の設定・期
間借地は、３４ページ南区１番と２番、（１０）利用権の転貸・期間借地は、
３５ページ南区１番です。

（６）から（８）までの件数等は、別紙の集計表をご覧ください。岡山市
全体の集計と第一農業委員会の各地区ごとの集計です。第一農業委員会分を
集計しますと、件数は全体が２４９件、新規が９８件、更新が１５１件で、
利用権の設定にかかわる面積の合計が１，１７４，６８５．３５㎡、利用権
の移転にかかわる面積の合計が９４，４６８．００㎡、利用権の転貸にかか
わる面積の合計が１７，５９３．００㎡となっています。

なお、別紙議案申請等（６）岡山市農用地利用集積計画の決定について、
利用権の設定のうち、利用権の設定を受ける者の欄に岡山県農地中間管理機
構と記載されている案件で、４ページ及び５ページ中・中央地区の１０件、
８ページ及び９ページ北・吉備地区の９件、１２ページから１５ページ御津
建部地区の２６件、２２ページから２３ページ及び２８ページから２９ペー
ジの南区１６件につきましては、農地中間管理機構が貸し付け希望の農家か
ら中間管理権を設定するための利用集積計画となります。

以上の計画内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第
１８条第３項の各要件を満たしていると考えられ、各地区協議会の審議では、

いずれも承認意見となっています。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問はありませんか。

全員 異議なし。

議長 それでは、申請等（５）から（１０）までの農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

全員 異議なし。

議長 それではそのように決定いたします。次に申請等（１１）農地法第３条の３第１項の規定による届出についての審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 ９ページ中・中央地区１番から１５ページ南区２０番までの２０件で、権利の種類及び内容をご覧のとおりで、いずれも相続による所有権の取得です。あつせん希望はありません。各地区協議会の協議では、全件問題なく受理の意見となっています。

議長 事務局から説明がありましたが、申請等（１１）の２０件については、全件問題なく受理と決定してよろしいか。

全員 異議なし。

議長 それでは、そのように決定します。次に報告に移ります。事務局から説明をお願いします。

奥山係長 報告（１）農地法第４条第１項第７号の規定による転用届については、１６ページ１番から４番までの４件です。転用目的は、露天資材置場用地１件、露天駐車場２件、敷地拡張１件で専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（２）農地法第５条第１項第６号の規定による転用届については、１７ページ１番から１８ページ１５番までの１５件です。転用目的は、事業所敷地拡張１件、自己住宅３件、共同住宅３件、露天駐車場２件、分譲住宅地３件、長屋住宅１件、宅地造成２件、専決日は備考欄のとおりです。

次に報告（３）農地法第１８条第６項の規定による合意解約通知については、１９ページ１番から２２ページ１３番までの１３件で、解約理由は、１番が転用目的、その他はいずれも耕作目的です。離作料は、記載のとおりとなっています。

次に報告（４）農地法施行規則第２９条第１号該当転用届については、２３ページ１番から５番までの５件で、内容は、農業用倉庫４件、農機具置場１件

です。

最後に報告（５）農地改良届については、２４ページ１番から５番までですが、４番が取止めとなっており、件数は４件で、内容は、普通野菜畑２件、果樹園１件、温室１件です。

議 長 これらの報告について、ご質問がありますか。

全 員 異議なし。

議 長 以上で第１号議案、農地法関係申請等は終了します。続きまして、第２号議案、農政関係等について事務局から説明をお願いします。

事務局 (１) 令和元年度事業について
(２) その他

議 長 以上をもちまして、すべての議案を終了いたしました。

議 長 その他、何かありますか。

事務局 (１) 次回総会予定（１１月１８日（月）勤労者福祉センター４階
中会議室）

職務代理 これにて本日の総会を終了させていただきます。慎重審議ありがとうございました。

閉会 午後２時４３分

以上議事の顛末を記録して相違ないので署名捺印する。

議 長

署名委員

署名委員